

特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく 理事長 吉岡和弘 様

去る令和3年3月26日付けで届いた照会書の内容について回答させていただきます。

1 柔道整復師法上の広告規制（別紙）に抵触するのではないかとの疑問があります。この点について、どのようにお考えでしょうか。

回答.ご指摘ありがとうございます。

柔道整復師法においては抵触する内容かと思いますが、掲示していた個所が当院の柔道整復施術の届け出をしていない箇所へ掲示していました。

よって抵触は無いと認識をしておりましたが、紛らわしい掲示になりますので掲示をすることを控えさせていただきます。

2 貴院の施術により、このような効能が得られる医学的な根拠をご教示ください。整骨院が実施することが出来る施術かどうかについても併せてご見解をお示しください。

回答.上記でも回答している通り、今回ご指摘いただいている施術は柔道整復施術ではありません。あくまでも整体施術として行っているものになります。

効果が得られる医学的根拠としては下記に挙げる内容となります。

『長谷澄夫のクラニアルテクニック』『長谷澄夫のクラニアルテクニック（臨床編）』

『磯部式瞬間小顔矯正法』というDVDを参考にさせていただいております。

そのDVDの内容が医学的根拠になると考え施術を行っております。

以上で回答となります。

お忙しいところ恐縮ですが、ご確認よろしくお願い致します。

〒272-0023 千葉県市川市南八幡3-6-18 ミーナアサヒビル3階

株式会社ケイズグループ

専務取締役 小林 守



電話 047-370-3090 FAX 047-376-1803